

高齢者肺炎球菌予防接種はお済みですか？

肺炎は、我が国の死亡原因の第5位となっています。また、日常的に生じる成人の肺炎のうち2～3割は肺炎球菌が原因と考えられています。

定期接種の対象者は毎年異なります。本年度対象となる人は右記の年齢に該当し、過去に肺炎球菌の予防接種を受けたことがない人です。対象者には令和4年4月に予診票を送付していますが、予診票を紛失した場合や接種歴が分からない場合は問い合わせください。

【注意】
過去に肺炎球菌の予防接種を受けたことがある人は、定期接種の対象となりません。

接種対象年齢（令和5年3月31日までの対象者）	
65歳	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生まれ
70歳	昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生まれ
75歳	昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生まれ
80歳	昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生まれ
85歳	昭和12年4月2日～昭和13年4月1日生まれ
90歳	昭和7年4月2日～昭和8年4月1日生まれ
95歳	昭和2年4月2日～昭和3年4月1日生まれ
100歳	大正11年4月2日～大正12年4月1日生まれ

〈問い合わせ先〉

健康増進課 健康支援係 ☎45-4532

〈問い合わせ先〉
健康増進課 国保係
☎45-4532

3月、4月は進学や就職など異動が多くなります。これらの異動による国民健康保険（国保）の加入・脱退の届け出は14日以内に行いましょう。

- ◆加入の届け出が必要なとき
 - 他市町村から転入したとき
 - 社会保険を脱退したとき
 - 子供が生まれたとき
- ◆加入の届け出が遅れると…
 - 保険証が交付されず、医療費が全額負担になります。
- ◆脱退の手続きが必要なとき
 - 他市町村へ転出するとき
 - 社会保険に加入したとき
- ◆脱退の届け出が遅れると…
 - 国保と他医療保険の保険料を二重に支払ってしまうことがあります。

その他、修学や施設入所のため転出する人については別途手続きが必要になります。

国保の手続きはお早めに！

〈問い合わせ先〉
健康増進課 健康支援係
☎45-4532

町では、健診を円滑に受診してもらうため、「健（検）診意向調査」による健診の申し込みを受け付けています。対象となる健診を確認の上、期限までに調査票の提出をお願いします。

◆調査方法
各自治区の健康づくり協力員から各世帯に調査票を配布します。

◆調査票の提出
2月26日（日）までに自治区の健康づくり協力員に調査票を提出するようお願いいたします。

※町の健診を受診しない場合は、その旨を記入してから提出してください。

※詳細は配布する封筒に同封の「ご案内」を確認してください。

健（検）診の意向調査を実施します

〈問い合わせ先〉
健康増進課 健康支援係
☎45-4532

昨年8～9月に受診した健（検）診結果に要精検の項目があった人は必ず精密検査を受けましょう。

精密検査は、病気の有無を確認するとともに、もし病気になっていたらとしてもそれを早期に発見し、治療を開始することが可能となります。

また、健（検）診は受けただけで終わりではありません。検査結果をよく確認し、普段の生活を見直す機会として大いに活用しましょう。精密検査をきちんと受けること、そして、結果から自分の生活習慣をチェックし改善することが健（検）診の「ゴール（終）」です。

精密検査を受けましょう



お知らせ INFORMATION

西会津町消費支援商品券の受領について

町では、燃料や食料品価格などの高騰により影響を受けている個人消費の支援と町内経済の活性化を図るため、町民1人当たり5000円の商品券を配布しました。

長期間不在や、居所不明などの人については、町役場商工観光課でお預かりしていただきます。該当者には町役場から通知を送付していますので、下記のとおり受領するようお願いいたします。

◆対象者
令和4年12月1日時点で町に住民票がある人

◆持参するもの

- ・来庁者の身分証明書（運転免許証・健康保険証など）
- ・印鑑
- ・受領書

・委任状（代理人の場合のみ）
・本人、代理人の押印が必要

◆受領場所

町役場商工観光課窓口
午前8時30分～午後5時30分
（土日祝日を除く）

◆受領期間

2月28日（火）まで
※使用期限は3月19日（日）ですので、早めに受領をお願いします。

〈問い合わせ先〉

商工観光課 商工観光係
☎45-2213



冬期間の水道使用に注意

年末年始より寒波が続き、水道施設での配水量が多くなっています。水道管の破裂や不凍水抜栓の不具合などによる宅内漏水で、メーター検針再開時に高額な水道料金の請求につながるよう次の3点について注意してください。

また、空き家や1人暮らしの住宅、集会所、会社関係などの漏水確認への協力や、水圧不足など気付いた点がありましたら、下記担当または町指定の給水装置工事業者に連絡をお願いします。

水は大切な資源です。節水へのご協力をお願いします。

◆冬期間の水道使用の注意点

- ①電熱ヒーターの電源を入れる（電熱ヒーターの点検も行ってください）
- ②不凍水抜栓の作動確認を行う（雪による破損防止のため雪囲いをしてください）

③メーターボックスを保温する（メーターボックスに布や発泡スチロールを入れてください）

注意



トータルケア修学資金を貸与します

町では、保健師、理学療法士、介護福祉士などを目標として修学している人または修学しようとする人のうち、経済的な理由で援助が必要な人に対し、4月から修学資金（無利子）を貸与します。

◆対象職務

- 保健師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、管理栄養士

◆対象者

町内に住所のある人、または修学のために町外に転出した人

◆貸与金額

月額3万6千円以内

◆貸与期間

学校などを卒業する月まで

◆条件

- ①監督庁の認可を受けた学校や養成施設、養成所などに在学または修学予定であること
- ②学業優秀であること
- ③同種の修学のための資金を他の機関から借り受けていないこと

◆償還金額

月額1万8000円（月賦、または半年賦の均等払い）

◆償還期間

13年4カ月以内（開始時期は学校などを卒業したとき）

◆償還金の免除

貸与期間終了後に町内に居住し、かつ町内の事業所で保健師などの業務に従事する場合、一定の要件を満たせば修学資金の償還金の一部を免除します。

〈問い合わせ先〉

健康増進課 国保係
☎45-4532

町での“出産・子育て”を応援します

町では、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届や出生届を行った妊婦・子育て世帯に対し、応援金を支給する経済的支援を実施します。

	給付金額	対象者
出産応援金	妊婦1人あたり5万円	・令和4年4月1日以降、妊娠届を提出した妊婦 ・令和4年4月1日以降に出産した子どもの母
子育て応援金	新生児1人あたり5万円	・令和4年4月1日以降に出生した子どもを養育する人



◆申請時期・申請方法

○令和4年4月～令和5年1月に出産した場合

原則、出産応援金と子育て応援金を一括で給付します。

令和5年2月以降に申請書を郵送します。(申請にあわせてアンケートの提出にご協力ください。)

○令和4年4月～令和5年1月に妊娠届を提出し、令和5年2月以降に出産する場合

・出産応援金

令和5年2月以降に申請書を郵送します。(申請にあわせてアンケートの提出にご協力ください。)

※妊娠届を提出した後、事情により出産に至らなかった場合も応援金を受け取れます。

・子育て応援金

出産から1～2ヶ月後、自宅を訪問し面談します。面談後、申請書とアンケートを提出してください。

〈問い合わせ先〉子育て支援センター(こゆりこども園内) ☎45-4332

マイナンバーカードは受け取りましたか

交付通知が届いた人で、まだカードを受け取っていない場合は、忘れずにカードの交付を受けてください。

◆受取方法

マイナンバーカードの交付は事前予約となります。希望日時を事前に下記まで連絡してください。

◆持参するもの

- ① 交付通知書
- ② 本人確認書類



- ※③、④は、お持ちの人のみ
 - ③ 通知カード
 - ④ 住民基本台帳カード
- 詳しくは交付通知書を確認してください。

◆マイナポイントについて

マイナポイントの特典に申し込むためには、期限内にマイナンバーカードの申請をする必要があります。

◆申請期限 2月28日(火)

※既にカードを作り、特典に申し込みをしていない場合は、全の特典に申し込みできます。

施設見学会を開催します

ポリテクセンター会津では、職業訓練に理解を深めてもらうため、実習の様子を見て見て直接講師などから話を聞くことができる施設見学会を開催しています。

◆開催日時

2月20日(月)、22日(水)、27日(月)、3月1日(水)、6日(月)、8日(水)、13日(月)

各日午後1時30分～3時45分 ※詳しくは左記まで問い合わせください。

〈問い合わせ先〉

ポリテクセンター会津 ☎0242-26-0520



町では、マイナンバーカードの申請手続きをサポートしていますので、ぜひ申請してください。

〈申請・問い合わせ先〉

町民税務課 町民生活係 ☎45-2215

詐欺被害に注意しましょう

福島県警本部より県内における令和4年度中の詐欺被害状況が公表されました。

◆令和4年中の詐欺被害

○被害認知件数 104件

○被害総額 2億4071万円

※手口として、オレオレ詐欺とキャッシュカード詐欺盗が7割以上を占めており、被害者の半数以上が80歳以上の高齢者となっております。

◆詐欺被害防止のポイント

- ① 留守番電話や防犯機能付きの電話を活用
- ② キャッシュカードは渡さない
- ③ 暗証番号は教えない
- ④ 家族に確認する

※不審電話がかかってきたり、メールが送られてきた際は、情報提供をお願いします。

〈情報提供・問い合わせ先〉

喜多方警察署 ☎0241-22-5111
町民税務課 町民生活係 ☎45-2215

愛情と責任を持って適切に飼いましょう

犬や猫は大切な家族の一員です。動物は最期まで愛情と責任を持って飼いましょう。

◆飼い主に守ってほしい7か条

- ① 動物の習性などを正しく理解し、最期まで責任をもって飼うこと
- ② 犬や猫は、人とは違う生き物です。動物の種類に応じて適切に飼い、最期まで責任を持って飼いましょう。
- ③ 危害や迷惑の発生を防止すること
- ④ 排泄物などで周辺の生活環境を悪化させたり、公共の場を汚したりしないようにしましょう。
- ⑤ 災害時に備えること
- ⑥ 命を守ることはできるのは飼い主です。日頃から、災害に備えておきましょう。



- ④ むやみに数を増やしたり繁殖させたりしないこと
- ⑤ 動物にかけられる手間や資金には限りがあります。世話ができる数を飼いましょう。
- ⑥ 動物による感染症の知識を持つこと

人と動物の双方に感染する病気があります。動物との過剰な接触は控え、放し飼いをしないなどの適切な対応を行って感染を防ぎましょう。

⑦ 動物が逃げたり迷子になったりしないようにすること

飼っている動物が逃げたり迷子になると、その動物が危険にさらされるだけでなく、周りの人に危害を及ぼす恐れがあります。犬はきちんとリードでつなぎ、猫は室内で飼うなど、逃げ出さない対策を行いましょう。

⑧ 所有者を明らかにすること

迷子になった動物の飼い主を容易に特定するため、マイクロチップ、鑑札、迷子札などを付けておきましょう。

〈問い合わせ先〉
町民税務課 町民生活係 ☎45-2215

テクノアカデミーからのお知らせ

県立テクノアカデミー会津では、個別の進路相談会を開催します。事前申請は不要ですので、気軽にお越しください。なお、詳細についてはホームページに掲載しています。



◆開催日時

2月26日(日) 午前10時～午後1時

◆会場

県立テクノアカデミー会津

◆対象者

○高校生(学年問わず)とその保護者

○会津地域での就職を考えている若年者

〈問い合わせ先〉

県立テクノアカデミー会津 ☎0241-27-3221

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

～東北財務局福島財務事務所からのご案内～

東日本大震災や、平成27年9月2日以降に、災害救助法が適用された自然災害(注1)により影響を受けた個人や個人事業主の人は、住宅ローンなどの免除・減額(注2)を申し出ることができます。

(注1) 令和4年福島県沖を震源とする地震、令和元年台風第19号に伴う災害などが該当します。

(注2) 一定の要件を満たすことや借入先の同意が必要となります。

※詳しくは **ローン借入先の金融機関など** に問い合わせください。

